

大分県報

令和二年
第七二二号
一月十七日

（金曜日）

目次

規則	一
通訳案内士に関する規則の一部改正	一
大分県リバーパーク犬飼利用規則の一部改正	一
公安委員会規則	二
大分県公安委員会事務決裁規則の一部改正	二
公安委員会規程	二
大分県公安委員会における特定秘密の保護に関する規程の一部改正	二
告示	二
救急病院等の認定	二
瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設定許可申請	二
令和元年十月に収去した飼料の試験結果の概要	四
土地改良区の解散認可	五
地籍調査の成果の認証	五
知事が所管する公の施設の指定管理者の指定	五
道路区域の変更（五件）	六
道路の供用開始	七
土地区画整理事業の認可	八
都市計画事業の事業計画の変更認可	八
教育委員会告示	八
教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定	八
大分県警察における特定秘密の保護に関する規程の一部改正	九
警察本部訓令	九
公告	九
特定計量器定期検査の実施	九

令和二年一月十七日

清算人の就任……………一〇
所在不分明者に対する保安林解除予定通知の掲示……………一〇

規則

通訳案内士に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和二年一月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第三号

通訳案内士に関する規則の一部を改正する規則

通訳案内士に関する規則（平成十八年大分県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項を削り、同条第二項中「申請者」を「法第二十条第一項の規定により登録の申請をしようとする者」に、「前項の」を「省令第十六条第二項各号に掲げる」に改め、同項を同条とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県リバーパーク犬飼利用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年一月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第四号

大分県リバーパーク犬飼利用規則の一部を改正する規則

大分県リバーパーク犬飼利用規則（平成九年大分県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「月曜日」を「火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下単に「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）」に、「一月四日」を「一月三日」に改める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

大分県報（規則）

○公安委員会規則

大分県公安委員会事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年一月十七日

大分県公安委員会委員長 岩 本 光 生

大分県公安委員会規則第2号

大分県公安委員会事務決裁規則の一部を改正する規則

大分県公安委員会事務決裁規則（平成13年大分県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則（平成15年国家公安委員会規則第6号）に規定する事務の部中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」に改め、同部中第5条第1項の項及び第5条第2項の項を削り、同部中

第9条第1項	電子情報処理組織を使用して行うことができる処分通知等の定め
第9条第2項	電子情報処理組織による手続の定め

を

第11条第1項	電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等の定め
第11条第2項	電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による手続等の定め

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○公安委員会規程

大分県公安委員会規程第1号

大分県公安委員会における特定秘密の保護に関する規程（平成26年大分県公安委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和二年一月十七日

大分県公安委員会委員長 岩 本 光 生

第2条中「第12条第1項第1号」を「第11条第1項第1号」に改める。

第3条第2項中「第5条」を「第4条」に改める。

第6条第1項中「第13条第1項第2号イ及び第4号イ」を「第12条第1項第2号イ及び第4号イ」に、「第8条第1項第1号」を「第7条第1項第1号」に改める。

第7条第1項及び第2項中「第8条第1項第1号」を「第7条第1項第1号」に改める。

第8条中「第11条第1項第1号」を「第10条第1項第1号」に改める。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この規程は、令和二年一月十七日から施行する。

○告 示

大分県告示第二十四号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の医療機関を消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二条第九項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関として認定した。

令和二年一月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

救急病院・救急診療所の別	名 称	所 在 地	認 定 期 間
救急病院	竹田医師会病院	竹田市大字拜田原四四八番地	令二・一・一から 令四・一一・三ー一まで

大分県告示第二十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。
 令和二年一月十七日

大分県知事 広瀬 貞

一 申請の概要

1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名
 佐伯市鶴谷町一丁目四番三十号
 株式会社山忠

2 特定事業場の所在地及び名称
 佐伯市鶴谷町一丁目四番三十号
 株式会社山忠

3 設置される特定施設の種類の
 水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第三号 ロ 洗浄施設

種 能 力	種類	洗浄施設
	力	浸漬量四〇〇キログラム／時間 二基
工 事 完 成 予 定 年 月 日	許可後	
工 事 開 始 予 定 年 月 日	許可後	
使 用 開 始 予 定 年 月 日	許可後	
使 用 時 間 間 隔	連続	
一 日 当 た り の 使 用 時 間	二四時間	
使 用 の 季 節 的 変 動	なし	
汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量	単位	通常の値
	m ³ /日	四二・七
項 目	単位	最大の値
	m ³ /日	一〇六・七
水 素 イ オ ン 濃 度	単位	通常の値
	mg/l	六〇八
生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量	単位	最大の値
	mg/l	六〇八
化 学 的 酸 素 要 求 量	単位	最大の値
	mg/l	四、〇〇〇

汚 染 の 状 態 の 値	浮遊物質	mg/l	一〇〇	五〇〇
	窒素含有量	mg/l	四〇〇	四〇〇
汚 染 の 状 態 の 値	りん含有量	mg/l	一〇〇	二〇〇
	砒素及びその化合物	mg/l	三・五	四・二

種 類	物理的処理
処 理 方 式	スクリーンバー過方式
能 力	三〇m ³ /時間
構 造	ステンレス製
主 要 寸 法	〇・八m×一・二m×一・八m
工 事 着 手 予 定 年 月 日	既設
工 事 完 成 予 定 年 月 日	既設
使 用 開 始 予 定 年 月 日	既設
使 用 時 間 間 隔	連続
一 日 当 た り の 使 用 時 間	二四時間
使 用 の 季 節 的 変 動	なし

汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量	単位	通常の値	最大の値
	m ³ /日	八五・四	一二七
項 目	単位	処理前	処理後
	mg/l	八五・四	一二七
水 素 イ オ ン 濃 度	単位	処理前	処理後
	mg/l	六〇八	六〇八
生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量	単位	処理前	処理後
	mg/l	六〇八	六〇八
化 学 的 酸 素 要 求 量	単位	処理前	処理後
	mg/l	四、五〇〇	四、五〇〇
浮 遊 物 質 量	単位	処理前	処理後
	mg/l	四、五〇〇	四、五〇〇
窒 素 含 有 量	単位	処理前	処理後
	mg/l	四、五〇〇	四、五〇〇

令和二年一月十七日

大分県報（告示）

項目	汚水等の一日当たりの量	使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	主要寸法	構造	能力	処理方	種類	りん含有量		砒素及びその化合物	
													mg/l	mg/l	mg/l	mg/l
通常	処理前	なし	二四時間	連続	既設	既設	既設	ばっ気槽 沈殿槽 凝集反応槽 凝集槽 凝集沈殿槽 ろ過原水槽 ろ過器 活性炭吸着塔	鉄筋コンクリート造	三〇〇m ³ /日	生物膜、活性汚泥、凝集沈殿、砂ろ過及び活性炭	生物化学的処理	一〇〇	一〇〇	三・五	三・五
	処理後												二〇〇	二〇〇	四・二	四・二
	最大												二九二	二九二	四・二	四・二

項目	汚水等の状態の値					一日当たりの排出水量	排水名	汚水等の状態の値							
	水素イオン濃度	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質	窒素含有量			りん含有量	砒素及びその化合物	水素イオン濃度	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質	窒素含有量	りん含有量
No.1 排水口	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	m ³ /日	No.1 排水口	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l
	単位	単位	単位	単位	単位	単位		単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位
	六〇八・五	一〇	三〇	三〇	一五	二四		六〇八・五	一〇	三〇	三〇	一五	三	三・五	三・五
	六〇八・五	三〇	四五	四五	三〇	二九二		六〇八・五	三〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	一、五〇〇	二〇〇	四・二	四・二
	六〇八・六	三〇	四五	四五	三〇	二九二		六〇八・六	三〇	四五	四五	四・二	六	〇・一	〇・一

二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所

1 縦覧期間
令和二年一月十七日から同年二月七日まで

2 縦覧場所
大分県生活環境部環境保全課及び佐伯市役所

大分県告示第二十六号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六
 条第一項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和五十一年政令
 第九十八号）第十一条第三項の規定により、令和元年十月に検査し、収去した飼料の試験
 結果の概要は、次のとおりである。
 令和二年一月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞	
製造事業場等の名称、 法人番号及び所在地	収去場所及 び法人番号
ジェイエー北九州くみ あい飼料株式会社大分 工場 7290001007083 速見郡日出町大字川崎 字浜田5969番地の10	同左
飼料の名称	製造 年月
くみあい配合飼 料ブライトレイ ヤー165VE	令和元年 10月
試験項目	違反の 内容
栄養成分等—粗た ん白質・粗脂肪・ 粗繊維・粗灰分	—
同左	同左
令和元年 10月	—
栄養成分等—粗た ん白質・粗脂肪・ 粗繊維・粗灰分	—

大分県告示第二十七号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第二項の規定により、次の土地
 改良区の解散を認可した。
 令和二年一月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞	
土地改良区名	所 在 地
下来土地改良区	豊後高田市
認可年月日	令元・一二・二三

大分県告示第二十八号
 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり地
 籍調査の成果を認証した。
 令和二年一月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

調査を行っ た者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
佐伯市	平二九・六・三〇 から平三一・三・ 一一まで	佐伯市宇目大字木 浦内・大平・重岡 の一部の地籍図及 び地籍簿	佐伯市宇目大字木 浦内・大平・重岡 の一部	令元・一二・一二
佐伯市	平二九・七・一か ら平三一・二・二 八まで	佐伯市大字堅田の 一部の地籍図及び 地籍簿	佐伯市大字堅田の 一部	令元・一二・一二
白 杵 市	平二一・六・三〇 から平二五・三・ 二四まで	白杵市野津町大字 岩屋の一部の地籍 図及び地籍簿	白杵市野津町大字 岩屋の一部	令元・一二・一二

大分県告示第二十九号
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公
 の施設の指定管理者を次のとおり指定した。
 令和二年一月十七日

公の施設の名称	指定 管 理 者	期 間	指定年月日
大分県リバーパ ーク大飼	大分市大字中尾千百十一番地 の四 Goap株式会社 代表取締役 伊 東 志 郎	令和二年四月一 日から令和五年 三月三十一日ま で	令和元年十二月二十三 日
大洲総合運動公園	福岡県福岡市博多区博多駅前 一丁目一番一号 ファビルス・プランニング 大分共同事業体 代表者 株式会社ファビルス 代表取締役 野 田 太	令和二年四月一 日から令和五年 三月三十一日ま で	令和元年十二月二十三 日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第三十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和二年一月十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和二年一月十七日

道路の種類及び路線名	大分県知事 広瀬勝貞	
	区域変更前後別	敷地の幅員
白杵市大字末広字瀬戸一七五二番三から白杵市大字久木小野字一ツ戸一八一三番一二まで	前	メートル 二四・〇 五・〇
	後	メートル 四七・三 九・一
延長	メートル 七二二・〇	

大分県告示第三十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和二年一月十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和二年一月十七日

道路の種類及び路線名	大分県知事 広瀬勝貞	
	区域変更前後別	敷地の幅員
豊後大野市三重町赤嶺字西方下二九一六番一〇から豊後大野市千歳町下山字清戸五八七番三一地先まで	前	メートル 八〇・〇 八・〇
	後	メートル 六、〇二〇・〇
延長	メートル 上記A、B及びCは、関係図面に表示する敷	

大分県告示第三十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和二年一月十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和二年一月十七日

道路の種類及び路線名	大分県知事 広瀬勝貞	
	区域変更前後別	敷地の幅員
豊後大野市三重町内山字鳥居木九六番三から	前	メートル 二二・八
	後	メートル 一六六・〇
延長	メートル	

地の区分をいう。

一般国道三 二六号	豊後大野市三重町内田字岩崎二八番 一地先まで	後	五二・一 〽一四・四	一七五・〇
	豊後大野市三重町内山字鳥居木九六 番四から 豊後大野市三重町内田字岩崎二八番 一地先まで			

大分県告示第三十三号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
 その関係図面は、令和二年一月十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
 令和二年一月十七日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類 及び路線名	区 間	区域変更 前後別	敷地の幅員	延 長	備考
県道西有田 豆田線	日田市大字有田字小金山 四五七番七地先から 日田市大字有田字上小金山 一六七〇番三地先まで	A	一四・八 〽四・五	二二八・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
県道東山庄 内線	由布市庄内町北大津留字 外苑六八六番六から 由布市庄内町北大津留字	B	二二・一 〽一〇・五	一五一・五	

追六三四番四まで	後	二二・一 〽一〇・五	一五一・五
----------	---	---------------	-------

大分県告示第三十四号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
 その関係図面は、令和二年一月十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
 令和二年一月十七日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類 及び路線名	区 間	区域変更 前後別	敷地の幅員	延 長
県道朝田日 田線	日田市大字小山字保木ノ本三三五番 三地从先から 日田市大字小山字中原二一八番四地 先まで	前	七・〇 〽三・四	四六〇・〇

大分県告示第三十五号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。
 その関係図面は、令和二年一月十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
 令和二年一月十七日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道大泊浜徳浦線	白杵市大字深江字坪江鼻六八九番三から 白杵市大字深江字漕網六九〇番三まで	令二・一・一七

令和二年一月十七日

大分県報（告示）

大分県告示第三十六号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第四条第一項の規定により、次のとおり土地区画整理事業を認可した。

令和二年一月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 土地区画整理事業の名称

臼杵市久保第三土地区画整理事業

二 施行者の住所及び名称又は氏名

和歌山県海南市下津町方百八十七番地三

馬 締 順 次

東京都八王子市横川町五百三十四番地二十一

馬 締 光 則

臼杵市大字市浜六百二十番地の二十一

樋 田 請 子

福岡県小郡市寺福童三百四十番地二十六

馬 締 芳 文

臼杵市大字海添八十六番地

上 田 由 希 子

東京都練馬区練馬四丁目六番九の三百五号

馬 締 孝 弘

東京都世田谷区上北沢四丁目二十二番七号

馬 締 尚 久

東京都江東区塩浜二丁目七番五の三百二十九号

馬 締 和 久

大分市王子町五番一の五百二号

馬 締 サツキ

臼杵市大字戸室六番地の一

安 達 京 子

三 事業施行期間

令和二年一月十七日から令和三年三月三十一日まで

四 施行地区

五 事務所の所在地
臼杵市大字市浜字坪井迫及び臼杵市大字戸室字小野の各一部

六 事業年度
毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法
事務所の掲示場に掲示

大分県告示第三十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和二年一月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 施行者の名称

佐伯市

二 都市計画事業の種類及び名称

佐伯都市計画公園事業

六・五・一号 佐伯市総合運動公園

三 事業施行期間

変更前 平成二十六年五月九日から平成三十二年三月三十一日

変更後 平成二十六年五月九日から令和三年三月三十一日

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○教育委員会告示

大分県教育委員会告示第一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和二年一月十七日

大分県教育委員会

公の施設の名称	指定管理者	期 間	指定年月日
	福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目一番一号 ファビルス・プランニング 大分共同事業体 代表者 株式会社ファビルス 代表取締役 野田 太	令和二年四月一日 から令和五年三月 三十一日まで	令和元年十二月二十三日

○警察本部訓令

大分県警察本部訓令第2号

警察本部
警察学校
警察署

大分県警察における特定秘密の保護に関する規程（平成26年大分県警察本部訓令第21号）の一部を次のように改正する。
令和二年一月十七日

大分県警察本部長 竹 迫 宜 哉

第2条中「第12条第1項第1号」を「第11条第1項第1号」に改める。
第3条第2項中「第5条」を「第4条」に改める。
第9条第1項中「第13条第1項第3号」を「第12条第1項第3号」に改め、同条第2項中「第9条第1号」を「第8条第1号」に改める。
第10条第1項中「第13条第1項第2号イ及び第4号イ」を「第12条第1項第2号イ及び第4号イ」に、「第8条第1項第1号」を「第7条第1項第1号」に改める。
第11条第1項及び第2項中「第8条第1項第1号」を「第7条第1項第1号」に改め、同条第3項中「第13条第1項第2号ロ」を「第12条第1項第2号ロ」に改め、同条第4項中「第8条第1項第2号」を「第7条第1項第2号」に改める。
第12条第1項中「第11条第1項第1号」を「第10条第1項第1号」に改め、同条第2項中

「第13条第1項第4号ロ」を「第12条第1項第4号ロ」に改め、同条第3項中「第11条第1項第2号」を「第10条第1項第2号」に改める。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。
別表の第6条第1項の部の法第3条第2項第1号の表示（以下「特定秘密表示」という。）の項中「第18条第1号」を「第17条第1号」に改め、同表の第6条第2項の部の特定秘密表示の項中「第18条第1号」を「第17条第1号」に改め、同表の第6条第3項、第4項及び第6項の項中「第18条第1号」を「第17条第1号」に改め、同表の第7条第1項の部の法第3条第2項第2号の規定による通知の項中「第18条第1号」を「第17条第1号」に改め、同表の第9条第1項の部の令第13条第1項第3号の規定による通知の項中「第13条第1項第3号」を「第12条第1項第3号」に、「第18条第1号」を「第17条第1号」に改める。

附 則

この訓令は、令和二年一月十七日から施行する。

○公 告

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施する。

令和二年一月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第70号）第三十九条第一項第一号から第五号までのいずれかに該当する特定計量器

実施の区域	実施の期 日	実施の場 所
豊後大野市	令和二・四・二〇から （日曜日、土曜日 及び祝日を除く。） 令和二・七・一九まで	特定計量器の所在場所
日田市	令和二・五・一から （ 〃 ） 令和二・八・一〇まで	〃
臼杵市	令和二・六・二二から （ 〃 ） 令和二・九・二一まで	〃
玖珠町	令和二・七・一から （ 〃 ） 令和二・九・三〇まで	〃

令和二年一月十七日

大分県報（教育委告示・警察本部訓令・公告）

九

十八条第十六項の規定により、清算法人下土地改良区（豊後高田市）から、就任した清算人の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和二年一月十七日

大分県知事 広瀬勝貞

実施の区域	実施の期日	実施の場所
九重町	令和二・七・六から 令和二・一〇・五まで （〃）	〃
佐伯市	令和二・九・一から 令和二・一一・三〇まで （〃）	〃
津久見市	令和二・一〇・五から 令和三・一・四まで （〃）	〃
竹田市	令和二・一〇・一九から 令和三・一・一八まで （〃）	〃
豊後大野市	令和二・四・二〇から 令和二・四・二四まで	豊後大野市役所
日田市	令和二・五・一一から 令和二・五・二九まで （日曜日及び土曜日を除く。）	日田市役所
臼杵市	令和二・六・二二から 令和二・六・二六まで	臼杵市役所
玖珠町	令和二・七・一から 令和二・七・三まで	玖珠町役場
九重町	令和二・七・六から 令和二・七・八まで	九重町役場
佐伯市	令和二・九・一から 令和二・九・一八まで （日曜日及び土曜日を除く。）	佐伯市役所
津久見市	令和二・一〇・五から 令和二・一〇・八まで	津久見市役所
竹田市	令和二・一〇・一九から 令和二・一〇・二三まで	竹田市役所

氏名	住	所
安東正洋	豊後高田市来縄三一九三番地	
安部守	〃 来縄一二二五番地	
安東正博	〃 来縄一二四三番地	
大江智	〃 来縄一七三一番地	
河野昭一	〃 来縄三二七一番地	
小崎健一郎	〃 来縄三〇七〇番地	
清原康幸	〃 来縄四七三番地	
是永英二	〃 来縄四三三番地三	
清原正信	〃 来縄九七八番地三	

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により通知した次の者については、その所在が不明なので、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を保安林解除予定森林の所在する市町村の事務所に掲示する。

令和二年一月十七日

大分県知事 広瀬勝貞

所在の不明な者の氏名	掲示場所
一 所在の不明な者の氏名及び揭示場所	日田市役所
二 通知の要旨	
池邊 浅由	
令和元年十二月十三日付け大分県告示第三百四十一号により行った同法第三十条の規定による通知	

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第